

| 区 | 分 | 議案No. | 議 案 名 | 説明者 |
|----|----|-------|--|-----|
| 議案 | 条例 | 101 | <p>雲南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について</p> <p>・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、当該職員の給料及び報酬等について定めるため、条例を制定するもので、議会の議決を求めるものです。</p> | 副市長 |
| | | 102 | <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p> <p>・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。</p> | 副市長 |
| | | 103 | <p>雲南市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。</p> | 副市長 |
| | | 104 | <p>雲南市印鑑条例の一部を改正する条例について</p> <p>・住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、旧氏併記を可能とする改正並びに印鑑登録証明書等に男女の別を表示しないとする変更をするため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。</p> | 副市長 |
| | | 105 | <p>雲南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。</p> | 副市長 |
| | | 106 | <p>雲南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。</p> | 副市長 |
| | | 107 | <p>雲南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。</p> | 副市長 |
| | | 108 | <p>雲南市特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。</p> | 副市長 |

| 区 分 | 議案No. | 議 案 名 | 説明者 |
|------|-------|---|-------------------|
| | 109 | 雲南市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について ・本年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、学校給食の提供を受ける未就学児に係る副食費に関して規定するため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。 | 副市長 |
| | 110 | 雲南市手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について ・建築基準法の新たな認定制度の手数料が改定されたため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。 | 副市長 |
| | 111 | 雲南市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ・下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、関係条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。 | 副市長 |
| | 112 | 雲南市水道事業給水条例の一部を改正する条例について ・水道法改正に伴う指定給水装置工事事業者の更新制度導入に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。 | 副市長 |
| | 113 | 雲南市永井隆博士生い立ちの家条例の制定について ・永井隆博士が幼少期を過ごした生い立ちの家を保存し、その遺徳を顕彰するとともに、これを一般の利用に供するため、永井隆博士生い立ちの家の管理に関し必要な事項を定めることを目的として、条例を制定するもので、議会の議決を求めるものです。 | 副市長 |
| 一般事件 | 114 | 永井隆記念館施設整備事業永井隆記念館建設（建築主体）工事請負契約について ・工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。 | 副市長 |
| | 115 | （仮称）加茂BSスマートインターチェンジの設置に関する工事等細目協定について ・工事等細目協定を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。 | 副市長 |
| | 116 | 平成30年度雲南市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度雲南市水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成30年度雲南市水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 水道局長 |
| 予算 | 117 | 令和元年度雲南市一般会計補正予算（第2号） ・補正額 1,480,200千円 補正後の額 31,274,500千円 | 歳入は総務部長 歳出は各部長 |

| 区 | 分 | 議案No. | 議 案 名 | 説明者 |
|---|----|-------|--|----------|
| | | 118 | 令和元年度雲南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ・補正額 9,793千円 補正後の額 4,406,360千円 | 市民環境部長 |
| | | 119 | 令和元年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） ・補正額 6,855千円 補正後の額 1,095,855千円 | 市民環境部長 |
| | | 120 | 令和元年度雲南市水道事業会計補正予算（第2号） 【収益的収支】 ・水道事業収益 補正額 3,500千円 補正後の額 1,429,952千円 ・水道事業費用 補正額 3,339千円 補正後の額 1,369,468千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 6,000千円 補正後の額 377,262千円 ・資本的支出 補正額 11,300千円 補正後の額 902,482千円 | 水道局長 |
| | | 121 | 令和元年度雲南市病院事業会計補正予算（第1号） 【収益的収支】 ・病院事業収益 補正額 △3,528千円 補正後の額 4,552,887千円 ・病院事業費用 補正額 △38,702千円 補正後の額 5,350,070千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 △500千円 補正後の額 776,195千円 ・資本的支出 補正額 △492千円 補正後の額 943,257千円 | 市立病院事務部長 |
| | 認定 | 1 | 平成30年度雲南市一般会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度雲南市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 会計管理者 |
| | | 2 | 平成30年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 会計管理者 |
| | | 3 | 平成30年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 会計管理者 |

| 区 分 | 議案No. | 議 案 名 | 説明者 |
|-----|-------|--|----------|
| | 4 | 平成30年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 会計管理者 |
| | 5 | 平成30年度雲南市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度雲南市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 会計管理者 |
| | 6 | 平成30年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 会計管理者 |
| | 7 | 平成30年度雲南市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度雲南市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 会計管理者 |
| | 8 | 平成30年度雲南市工業用水道事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度雲南市工業用水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 水道局長 |
| | 9 | 平成30年度雲南市病院事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度雲南市病院事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 市立病院事務部長 |
| 諮問 | 3 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。 | 総務部長 |
| | 4 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。 | 総務部長 |
| | 5 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。 | 総務部長 |
| | 6 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。 | 総務部長 |

| 区 分 | 議案No. | 議 案 名 | 説明者 |
|-----|-------|---|------------|
| 報 告 | 13 | 雲南市土地開発公社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。 | 政策企画部長 |
| | 14 | 雲南都市開発株式会社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。 | 産業観光部長 |
| | 15 | 株式会社キラキラ雲南の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。 | 教育部長 |
| | 16 | 公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。 | 教育部長 |
| | 17 | 市有林の信託に係る事務処理状況の報告について ・地方自治法第243条の3第3項の規定により、雲南市有林の信託に係る事務処理状況を議会に報告するものです。 | 農林振興部長 |
| | 18 | 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、決算に基づく健全化判断比率を議会に報告するものです。 | 総務部長 |
| | 19 | 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の決算に基づく資金不足比率を議会に報告するものです。 | 総務部長 |
| | 20 | 議会の委任による専決処分の報告について ・議会の議決を経た「平成29年災第374号元天神大別成木線道路災害復旧工事請負契約」について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項として専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。 | 建設部長 |
| | 21 | 議会の委任による専決処分の報告について ・法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。 | 建設部長 |
| | 22 | 議会の委任による専決処分の報告について ・法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。 | 木次総合センター所長 |

| 区 分 | 議案No. | 議 案 名 | 説明者 |
|-----|-------|---|------------|
| | 23 | 議会の委任による専決処分の報告について ・法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。 | 木次総合センター所長 |